2020年11月27日掲載分

NO)年11月27日掲載分 分類	質問	回答
1	採択件数	遠隔実施型と一般型で、それぞれ採択件数が決まっているのか。	一般型と遠隔実施型の採択件数は決まっていません。応募全体の中で、同じ基準で審査をして採択することとなります。採択件数は応募状況を踏まえ検討予定です。
2	対象スキーム	一般型も遠隔実施型も、3つのスキームについていづれにも適用可能という理解でよいか。	ご理解のとおりです。ただし、遠隔実施型は、基礎調査の上限金額980万円への応募は不可となります。
3	審査基準	遠隔実施型では、これまでの普及・実証・ビジネス化事業の審査基準(配点、評価の視点)は変わるか。	一般型、遠隔実施型いずれにおいても基本的にこれまでと同様の審査基準になります。
4	上限額	これまで例えば案件化調査(中小企業支援型)の上限額は3千万円または5千万円だが、遠隔実施型の予算は決まっているか。	遠隔実施型も一般型も案件化調査(中小企業支援型・SDGsビジネス支援型)と普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型・SDGsビジネス支援型)は、上限額は同じ。遠隔実施型で機材を用いて現地で活動することは想定しにくいものの、実施できる場合は提案可能です。他方、基礎調査については東アジア、東南アジア、南アジアを対象とする場合は850万円、左記以外の地域を対象とする場合は980万円を上限としますが、その差は旅費による為、遠隔実施型の基礎調査は一律に850万円が上限となります。
5	上限額	渡航費が大幅に節減できると考えるが、遠隔実施型(基礎調査、案件化調査)の予算の上限額は一般型と同じか。	遠隔実施型も一般型も案件化調査(中小企業支援型・SDGsビジネス支援型)と普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型・SDGsビジネス支援型)は、上限額は同じ。遠隔実施型で機材を用いて現地で活動することは想定しにくいものの、実施できる場合は提案可能です。他方、基礎調査については東アジア、東南アジア、南アジアを対象とする場合は850万円、左記以外の地域を対象とする場合は980万円を上限としますが、その差は旅費による為、遠隔実施型の基礎調査は一律に850万円が上限となります。
6	渡航再開情報	渡航再開国はWEBサイトに公開されているか。	JICA国別安全対策情報ウェブサイトにログインすれば対象国が確認可能です。 https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html なお、渡航再開国であっても各案件の短期渡航の可否は別途決定される点ご留意ください。
7	渡航再開情報	スリランカは、スリランカ国内の全ての国際空港に到着する商用便の受入を停止していると承知するが、渡航 再開国か。	11月10日時点では渡航再開国として認定しています。ただし、短期渡航の必要な手続きや案件毎の優先度は検討中です。
8	型の選択	一般型と遠隔実施型の二通りのプランを用意しておくとよいか。	一般型と遠隔実施型の双方の計画をご検討いただく場合も、応募時にはいずれか一つの型を選択してご応募ください。
9	型の選択	一般型、遠隔実施型、両方で申請し、感染レベルの状況をみて、一般型か遠隔型かを申請後に決めることは可能か。	
10	型の選択	普及実証ビジネス化事業において、渡航と遠隔実施を併用として、実施実現に対して、最適な方法を取りたいと考えている。この場合、どちらを選択した方が望ましいか。	
11	型の選択	現地への渡航を考えているが、渡航を伴わない活動から開始する場合、一般型で提案してしまうと、渡航できない状況下では契約自体が成立せず、上記活動が開始ができなくなるため、その場合は、遠隔実施型で提案しておいて、渡航できるようになったら渡航を追加する(契約変更する)、という考え方でよいか。	調査の目的の達成に渡航を伴う活動が前提になる場合、一般型で提案ください。
	型の変更採択取り消し	一般型で応募しつつ、レベルが下がらなかった場合に、遠隔実施型に切り替えることは可能か。それともレベルが下がらない場合は、例外なく採択取り消しとなるのか。	企画書で想定していた活動が大きく制約を受けて変更されることが想定されるため、一般型から遠隔実施型に移行するということは認められません。応募時にいずれかの型を選択していただき、その後は変更できません。ただし、遠隔実施型については、採択後に対象国が渡航可能になったことを受けて、渡航を伴う活動を追加することは、企画書で想定していた活動が制約を受ける形での変更は想定されにくいため、妥当性を確認した上で渡航を伴う活動を可能とします。
13	採択取り消し	一般型の採択取り消しについて 実施見合わせ (採択取り消し) になるのは、【感染症危険レベルが 2 以下に下がらない「等」渡航が可能とならない場合】とのことですが、平たく言うと「採択後1年以内に渡航が可能にならない場合は、採択取り消し(契約締結しているものは契約解除)」という理解で良いか。	ご理解の通り、採択後1年以内に本事業による渡航が可能にならない場合は、原則採択取り消しとなります。他方、契約締結した案件については、渡航制限を理由に契約解除とはなりません。
14	採択取り消し	一般型で採択された後、渡航できず採択取り消しになった場合、その後(翌年or翌々年等)、同じ案件で申請した場合に優先的に採用されることになるか。	優先的に採択するということは考えていません。基本的にはその公示回に応募いただいた中での競争となり、 優良な案件から採択されます。
15	採択取り消し	- 一般型で採択されたが危険レベルが下がらず実施見合わせ(採択取り消し)になった場合も、不採択の回数にカウントされるのか。	採択取り消しとなった場合は、不採択としての回数にカウントされません。
16	渡航追加	遠隔実施型の企画書に渡航が可能となった場合の計画を記載すべきか。	遠隔実施型でご応募の場合は、遠隔実施のみによる調査-事業計画をご記載ください。
17	渡航追加	遠隔実施型で渡航可能になった際に追加的に渡航を行う場合、予算は追加されるか。	遠隔実施型で対象国が渡航可能となり途中で渡航する場合、渡航に係る契約金額の変更は必要に応じて検討します。その際、遠隔実施型で実施していた活動実績、追加で渡航する場合の計画、及び残りの予算等を含めて総合的に判断することになります。必要に応じて、スキーム上限額を超える金額を認める可能性もあります。
18	渡航追加	遠隔実施型の渡航について 事業途中で対象国が渡航可能となった場合で、渡航が貴機構に了承される期待値を教えてほしい。 対象国が渡航可能となったとしても、必ずしも渡航を認められるとは限らないのか。	渡航再開国においても案件ごとに渡航の可否が検討される可能性があり、必ず全案件渡航可能となるとは限りません。当初の前提で遠隔実施型でどこまで活動が達成できており、残りの活動を現地渡航で行う必要性、妥当性が認められる場合となりますので、個別に確認させていただくこととなります。
19	渡航追加	遠隔実施型で応募して、採択時点で対象国への渡航が可能となった場合は、契約変更、見積り変更をどのようなルールで行うのか。	基本的には採択された遠隔実施型の企画書の目的と活動に照らして、効率的な代替案と判断されるかを確認させていただきます。
20	渡航追加		調査の目的に照らし、効率的効果的な活動と認められることを想定しています。必要性が確認されれば契約金額の増額も検討します。個別の案件の状況にもよりますが、例えば、遠隔で実施を想定していたセミナーを実際に現地でデモ活動しながら実施する等が考えられます。
21	国内·現地作業		渡航人数を1人などに限定した活動計画でのご提案も可能です。国内と現地の作業の望ましい割合についての指定は特にありませんので、渡航制限等も勘案して案件ごとにご判断の上、適切な活動計画にてご提案ください。
22	国内·現地作業		ご理解のとおり、渡航再開国に認定されている場合も、短期渡航がJICA安全対策措置のルールとして渡航できない場合は契約締結不可となります。一方で、短期渡航も可能だが、案件の優先順位等で順番待ちの場合、契約は締結した上で、その中で国内業務から開始することは可能です。
23	現地調査実施方法	案件化調査に関して、海外渡航を全くせず現地調査を行うことは、現地コンサルタントを活用する(現地再委託)以外にどのような手段があるか。	提案する海外展開ビジネスの検討状況やJICA調査・事業の目的によっても異なりますが、例えば以下のような活動が想定されます。またこれら活動に対し外部人材の活用も可能です。 ・国内での規制等ビジネス環境調査 ・現地傭人による試験栽培活動 ・オンラインによるセミナーやカウンターパートとの意見交換
	現地調査実施方法 現地人材の活用	「遠隔実施型」での活用が想定されている「現地人材」について、その範囲・定義はどのように理解すべきか。例えば、対象国ではないが近隣地域に在住している日本人や同国人のプロフェッショナル人材が、近隣地域の第三国から対象国に渡航して調査に協力する活動などは、現地人材の活用に含まれるか。	第三国の方が対象国に渡航して活動する場合は、渡航を伴う活動のため一般型での応募となります。また、対象国によっては国籍や出発地によって隔離対策が異なり、11月10日時点でJICAが認めている短期渡航は、日本を出発して日本に帰国する前提である点を計画時にご留意ください。

NO	分類	質問	回答
25	C/Pとの関係 (現地での協議)	業務主任者や一部の業務従事者が現地に滞在している場合は、現地での想定カウンターパートとの対面協議は可能か。	
2	 応募・提案全般		
26	採択件数	採択は全世界で何件されるものになるのか。1 か国 1 件など、規則があれば教えてほしい。	応募状況を見て全体の採択件数を検討します。同じ対象国で優良案件があれば複数採択されることとなります。
27	採択件数	採択数はどれくらいを想定しているのか?	採択件数は応募状況を踏まえ検討予定です。
28	参加資格要件	2018年第2回公募以降に2回採択された企業は3回目は公募できないとなっているが、先日個別相談の際にこの制度が変わって、応募できるようになったと伺った。これに関して情報が出ているページなどはあるか。	中小企業・SDGsビジネス支援事業の中小企業支援型を活用し、2か国で事業を実施した提案法人による、3か国目の応募はできません。(SDGsビジネス支援型へのご応募は可能です)同一国で別の内容にて実施した事業も2か国とカウントします。 現時点で、従前からの変更はありませんが、詳細は公示の際の募集要項にてご確認ください。
29	事業の目的・対象	既に現地に工場等があり、生産行為をおこなっていても、新規事業等での調査で有れば選定対象となるか。	現地で生産している製品を活用する等を含めて新たなビジネスモデルのご提案であれば、ご応募いただくことが可能です。一方で、「新規」というのが販売実績等がない製品の場合は、基礎調査及び案件化調査(中小企業支援型)であれば、途上国発イノベーションとして技術やノウハウが確立されている場合にはご提案が可能ですが、新製品の実証実験等であれば認められません。
30	事業の目的・対象	農業分野で日本ではまだ製品化されていない(市場に出ていない)ものを、対象国で新たに製品化し、事業化することを考えているが、応募可能か。	日本国内外での製品としての販売実績がない場合でも、研究・試作・実証の一連の段階を終えた製品・技術・ノウハウに基づくご提案(その際、提案の製品・技術の一定の信頼性や将来性が示されることが期待されます)であれば、基礎調査、案件化調査(中小企業支援型)の応募勧奨分野である「途上国発イノベーション」への応募は可能です。詳細は、公示日以降に募集要項をご確認ください。
31	参加資格要件	JV(共同企業体)による応募は可能か。	可能です。共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について応募書類の提出が必要です。詳細は募集要項をご確認ください。
32	事前準備 (C/Pとの関係)	カウンターパート及びビジネスパートナーとの契約書等は必要か。	普及・実証・ビジネス化事業については、募集要項に記載のとおり、契約締結前にカウンターパートと協議議事録の取り交わしをいただきます。他方、基礎調査、案件化調査については原則不要ですが、対象国によっては先方政府の要望により、事業実施前に想定カウンターパートと契約書等締結が必要な場合もあります。ビジネスパートナーについては、事業実施の前提として契約書の提出をJICAから求めることはありません。
33	事前準備 (C/Pとの関係)	事業実施前に想定される業務一覧の中に、「普及・実証・ビジネス化事業の場合、先方政府との事業内容の合意書(ミニッツ)の作成と署名」と記載があるが、遠隔実施型においても必要か。また、万が一、企画書提出までにミニッツが取り付けられなかった場合、採択において不利に働く可能性はあるか。	
34	応募勧奨分野	応募勧奨分野、または、『アフリカ開発課題貢献型』といった特別枠が設けられる予定はあるか。	「アフリカ開発課題貢献型」の特別枠を設ける予定はありません。ただし、前回に引き続き「アフリカ(北アフリカを含む)各国を対象とした提案」については応募勧奨予定となっておりますが、詳細は、公示日に公開される募集要項をご確認ください。
35	本邦受入活動	本邦受入活動について、対象国の現地民間企業の人材は対象となるか。	原則、相手国政府関係者を受け入れ対象者としていますが、民間関係者の受け入れが必要とJICAが認める場合のみ、例外的に可とします。但し、本事業の目的が相手国政府関係者(相手国実施機関)の日本の製品・技術・ノウハウ・システム等の理解を深めてもらい、当地での普及・活用を促進することにありますので、政府関係者を中心とした構成となるようにしてください。政府関係者以外の者を本事業の対象とする場合は、その必要性について明確に企画書に記載して下さい。なお、政府関係者以外の者については、提案法人又はその関係会社、若しくは共同企業体にあってはその構成員又はその関係会社の現係会社の現場会社の関係会社の関係会社の関係会社の関係会社の関係会社の関係会社の関係会社の関係
3 4	↓ 経費関連		
36		人件費などの経理処理(積算)ガイドラインは今までと同様か?それとも今回は特殊なので変更があるか?	一部の変更を含め現在検討中です。公示の際に「経理処理(積算)ガイドライン」も公開します。
37	支払方法	なるべく短い間隔で中間精算できればと考えているが、案件化調査で、どのような間隔で中間精算ができるか。	(中間) 成果品としての進捗報告書を契約上設定し提出いただくことで、「契約管理ガイドライン」に基づき その時点までにかかった所定の経費の支払(「部分払」)が可能です。複数回の部分払いも可能ですが、そ のタイミングについては、契約交渉にて確認します。
38	C/Pへの報酬等	従来カウンターパートが政府機関であった場合、作業費用の支払いができなかったと思うが、渡航できない現状で管理等先方へこれまで以上に負担をかけてしまう可能性があるが、カウンターパートへのこれらの費用・報酬の支払いが今回に限って認められることはあるか。	
39	渡航費・宿泊費	遠隔実施型の場合でも、提案法人社員の現地渡航費・宿泊費を、費用見積もりに含んでも問題ないか。	遠隔実施型の場合は渡航を前提とせず、したがって業務従事者の現地渡航費や宿泊費は発生しない前提となり、計上できません。
40	渡航費	経費について調査国(弊社の場合、フィジー)への渡航が直行便が運休しているため、現状、現実的なものが経由便となるが、経由便での渡航費用は経費として対象となるか。	直行便の就航がない(または運休)であれば、経由便の使用、費用の計上は可能です。合理的な経路を 選択ください。
41	隔離措置関連の経費	渡航可能だが、到着後一定期間隔離が必要な国の場合、隔離中の滞在費も費用に含まれるのか。	業務対象国及び帰国時の日本における隔離期間については、JICA業務(例:オンラインによる協議、報告書等の作成)を行っていた場合等、必要性が認められる場合には、日当・宿泊料や外部人材人件費を精算対象とすることを認める方針です。他方で、これらは対象国及びタイミングによっても変わってくるため、企画書提出時の見積書には計上不要です。採択後の契約交渉または契約後に渡航が可能となった段階で、渡航に伴う必要な経費について双方協議の上で、制度上限額を超えることも許容する形で追加的に認める範囲を決定します。
42	旅費 計画変更	渡航中に感染症危険レベルが上がり、現地で帰国ができなくなり滞在旅費が上乗せになった場合は、その後の計画などの変更は認められるか。	その後の活動内容の変更の必要性、妥当性を確認の上、検討することとなります。
43	外部人材	案件化調査の外部人材人件費について、日本国内での活動についても計上可能か。	外部人材人件費は、日本国内での業務分についても、計上可能です。
44	外部人材/ エンジニア費用	外部人材の人件費について、例えばシステムチューニングに関わるエンジニア費用は対象外か。	外部人材は、「経理処理(積算)ガイドライン」記載のとおり、提案法人が自社人員で対応できない専門的な知識や能力を外部から調達する必要がある場合に、活用が可能です。そのため、外部人材としての設定の可否は、上記の観点からの担当業務内容確認のうえで、決定します。なお、現地での機材据え付けの技術者経費などは、<機材製造・購入費等>中に労務費として計上することが可能です。詳細は同ガイドラインを参照ください。
45	外部人材 関係会社現地人材	現地に自社が出資する合弁会社がある場合、そこの従業員に現地での活動を行わせる形で遠隔実施型を 選ぶことは可能か。またその場合、外部人材に係る人件費は計上できないとの理解で良いか。	当該従業員が現地での活動を実施することを前提としての遠隔実施型の選択は可能です。また、外部人材に係る人件費についてもご理解の通りです。
46	現地再委託 (選定方法)	遠隔実施型における現地での再委託先の選定方法について教えてほしい。	提案法人次第ではあるが、例として、外部人材のコンサルタントや取引先等を通じて複数紹介してもらい、競争的に選定する方法がある。詳細は「契約管理ガイドライン 別添3現地再委託ガイドライン」を確認ください。

NO 17	分類	質問 学院実体型について、国本は担性関係のもついた。現本はいが、正本式の担合、担日ほもりが必	回答
47	現地再委託 (選定方法)	遠隔実施型について、調査は提携関係のあるコンサルタントしかできないが、再委託の場合、相見積もりが必要か。	再委託業務内容の妥当の確認済を前提として、まず「提携関係のあるコンサルタントしかできない」と提案法人が判断される根拠を、確認します。 その結果、これを是とする場合は、価格妥当性等も確認のうえで、相見積等の競争を行なわない形での再委託相手選定を可とします。 これを否とする場合は、「契約管理ガイドライン 別添3現地再委託ガイドライン」に則る競争での再委託先達定を要します。
48	現地再委託	再委託先の選定企業として、将来的に現地パートナーになり得る企業 (現在、取引などの関係は有していない) を選定しても問題ないか。	現時点で将来のビジネスに参画予定がある場合や利益を共にする関係にある場合は、再委託先として認められません。詳細は「経理処理(積算)ガイドライン」を確認ください。未確定の場合や候補の一つである場合は、選定対象となる可能性はあります。
49	現地再委託	出資している海外企業への現地再委託は可能か。	<u>□</u> 「経理処理(積算)ガイドライン」に記載のとおり、原則的に、提案法人や外部人材所属先企業と資本関
	(関係会社)		係のある現地関係会社や現在利害関係を有する個人、法人、あるいはカウンターパート機関に再委託することはできません。
50	現地再委託 (関係会社)	遠隔実施型にて、現地子会社や関係会社に現地調査を依頼する際に、その活動費(人件費、旅費、資料やサンプル購入費)は経費対象になるか。	提案法人子会社や関係会社の人員は、「経理処理(積算)ガイドライン」に記載のとおり、人件費計上対象となりません。またこれらの法人への再委託も認められません。一方、人件費以外は、同ガイドラインで計上可能としている経費は、上記人員についても計上対象となります。詳細内容については同ガイドライン記載を参照ください。
51	現地再委託 (外部人材関係会 社)	現地再委託先について、外部人材の子会社や現地代理店であっても、競争性を持って選定すれば、問題はないか。	[経理処理(積算)ガイドライン」に記載のとおり、原則的に、提案法人や外部人材所属先企業と資本関係のある現地関係会社や現在利害関係を有する個人、法人、あるいはカウンターパート機関に再委託することはできません。
52	現地再委託 本邦受入	インドネシアでの遠隔実施型において、現地再委託先が、提案技術・商品を理解するために日本を訪問し、 提案企業にて調査することが可能か。再委託先は、日本人であり一時帰国との扱いとなる予定。	現地再委託先が、提案技術・商品を理解するために日本を訪問し、提案企業にて調査することは、認められません。これは、①再委託業務内容はJICAが受注者に委託する業務内容の一部であること、②「提案技術・商品を理解する」ことは当機構から提案法人への委託業務内容として想定されないこと、によります。
53	現地再委託 支払方法	遠隔実施型において、現地の法人に支払う場合、現地から精算報告がこないまでは支払えないか。前払は可能か。	事業実施全体にかかる前払制度はありますが、現地再委託のみに係る前払制度はありません。部分払の支払においても現地再委託契約成果品にかかる打合簿での報告、及び支払が完了していること(領収書)が必要となります。詳細は「契約管理ガイドライン」を参照ください。
54	現地再委託	遠隔実施型において、再委託先の選定や機材調達などで入札行為が必要になる場合も、遠隔で入札を実	可能です。
	入札 	施することは可能か。	
55	現地人材の活用 補強	遠隔実施型の場合、現地在住の人材を補強とする体制の活動は認められるか。	現地在住の人材を補強とする体制の活動は、遠隔実施型、一般型ともに認められます。
56	機材関連の経費企画書	アースフィルダムの漏水防止や補強のための工法を切り口として、専門工事会社と建設会社がJV(共同企業体)で普及・実証・ビジネス化事業への応募を考えている。 ①機材について ベトナムで提案工法を検証するために、機材(サイレントパイラー)を現地で施工した後、導入予定機材の日本国内への持ち帰りは可能か。持ち帰りが出来る場合は輸送費も往復見積り計上できるか。 ②機材購入費について日系商社を介してメーカーのレンタル機による調達を前提とした場合、レンタル料を見積り計上できるか。または自社機の使用を前提とした場合、見積りに機械損料を計上できるか。 ③労務費について 企画書の業務従事者名簿に記載していない弊社の作業従事者の人件費はプロジェクトサイトでの施工のための見積に計上可能か。 ④企画書の内容について ・I.1.(3)ターゲット・市場環境に「必要なインフラの整備状況」とはどんなインフラを示されていますか。・I.1.(4)「リスクとその対応」においてはどんなリスクが想定されますか。 ・I.2.(3)「ODA事業との連携可能性」に書かれているODA事業は日本のODA事業または第三国のODA事業の意味か。尚、過去のODA事業それともこれから実現されるODA事業との連携可能性か。・I.3.(7)「これまでの準備状況」は当該国でのビジネスの準備状況それとも本スキームに応募するための準備状況か。	は同ガイドラインを参照ください。 ④企画書の雛形及び審査基準を確認の上、貴社の状況に応じた内容にて記載ください。 ・I.1.(3)ターゲット・市場環境に「必要なインフラの整備状況」: 提案の製品・技術に必要とされるインフラは案件により異なりますので、想定されるインフラの整備状況を記載ください。 ・I.1.(4)「リスクとその対応」: 企画書の雛形の指示文を参考の上、貴社が現地でビジネスを行うにあたり想定されるリスクを記載ください。
57	機材輸送費	案件化調査(中小企業支援型)の遠隔実施型について、日本に対象国から試料や資材を取り寄せて適合可能性の分析調査を行いたい場合、現地から日本への対象試料等の輸送費、および輸送に伴う手配にかかる費用の計上は可能か。また、日本での分析調査費用を計上可能か。	通常、案件化調査(中小企業支援型)の輸送費については、原則、本邦から対象国への輸送(往復)を想定していますが、今回の遠隔実施型に限り、対象国から日本への試料等の輸送費(梱包等含む)の計上を認めます。(ただし、試料等の輸入においては、対象国及び日本の規制や輸入手続きを事前に十分ご確認ください。)また、本調査に必要な試料採取等現地での業務を現地人材等を活用する必要がある場合には、現地傭人費または現地再委託費として計上が可能です。同様に、日本において外部に分析調査等を外部に再委託する必要がある場合には、再委託費を計上可能です。なお、これらはいずれも、調査の目的に照らして必要性や効率性が確認されることが前提となりますので、企画書にて当該活動の目的や金額規模についてご説明いただき、審査において必要性及び妥当性を判断されていただきます。
58	経費計上 (個別相談)	経費計上可能性について個別に質問したいが可能か。	公示日より前でしたら、最寄りの国内機関や中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口にお問い合わせいただくことができます。
4. र	の他		
59	不採択理由	普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)について、過去のケースで採択されなかった案件、採択されなかった理由について、一例を教えてほしい。	公示回毎に応募される提案の中での競争となるため、理由はそれぞれで異なりますが、対象国の課題解決との合致度やビジネスの実現可能性が低いものが一般的に挙げられます。
50	次回公示	今回応募しなかった場合、次回公示はいつ頃か。	現時点で、次回公示時期は未定ですが、公示は原則年に2回(各年度上期、下期)行っています。
51	スキーム選定	普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)は、案件化調査を経ることなく実施可能か。	普及・実証・ビジネス化事業については、中小企業支援型もSDGsビジネス支援型も、カウンターパートとの協

2020	年12月10日掲載分
	25

2020	<u> 平12月10日徇蚁刀</u>		
NO	分類	質問	回答
1. 遠	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
62	型の選択	提案法人がある程度遠隔で事業実施できる体制が整っている場合は、遠隔実施型での提案がよいか。	渡航を伴う必要があれば一般型で、渡航を伴わなくても提案事業の目的を完遂できる場合は遠隔実施型で応募ください。
2. 経	2. 経費関連 		
63	外部人材	現地在住の日本人社員(外部人材企業の現地法人社員)も外部人材になれるか。	現地在住者は、原則として、外部人材としては認められません。ただし、本邦登記法人およびその親会社、子会社、関連会社等の専任の技術者である場合は、外部人材として認められます。専任の技術者に関する詳細は、「経理処理(積算)ガイドライン(2020年12月版)」を参照ください。

NO	分類	質問	回答
64	外部人材	前回の募集以降「受注業務対象国居住者は、外部人材としては認められません。」とのルールについて、遠隔実施型について、「国内での調査活動及び現地人材を活用した遠隔調査等」と記載されているが、本公示では対象国居住の人材を外部人材として参画してもらうことは可能か。	対象国居住者の外部人材としての活用は上記No.63を参照ください。また、対象国居住者が提案法人所属人員(補強人材を含む)、現地傭人、あるいは個人事業主として現地再委託先となることは可能です。
65	外部人材	遠隔実施型で現地人材活用の場合、その経費はどのように計上可能か。	現地人材を活用する場合は、補強人員、現地傭人、外部人材、現地再委託等から、業務の内容や条件により、適切な従事形態を選択のうえ、経費を計上してください。条件等の詳細は「経理処理(積算)ガイドライン(2020年12月版)」を参照ください。 なお、外部人材としての活用を想定される場合は、上記No.63も参照ください。
66	外部人材	案件化調査(SDGsビジネス支援型)で外部人材の人件費が計上可能とのことだが、提案法人のグループ会社が外部人材になることは可能か。	「経理処理(積算)ガイドライン(2020年12月版)」に定められている通り、提案法人のグループ会社は外部人材にはなれません。
67	外部人材	外部人材について、現地の大学生を有償インターンとして活用する場合、その人件費は経費として計上可能か。	インターン生については基本的には労働者ではなく、学生が就業体験を積む機会と認識しますので、外部人材人件費の対象となりません。仮に当該インターンが長期にわたる有償の支払や労災保険等が適用されるような実態上雇用に近い場合であっても、提案法人の被雇用者としての扱いに同等となると考えられるため、提案法人被雇用者同様に外部人材として認められません。